

麦生産者の皆さまへ

『県産麦安定生産体系構築支援事業』

麦の安定生産に必要な機械導入を支援します

※ 小麦、大麦、はだか麦が対象

事業の目的

○新型コロナウイルス感染症の影響などで麦関連製品が高騰している中、麦の安定生産のために実施する排水対策に必要な機械導入を支援します

助成対象者及び成果目標

【助成対象者】 小麦、大麦、はだか麦を生産する認定農業者、認定新規就農者、集落営農

※ 播種前契約を締結し、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の交付を受けている方が対象になります。

【成果目標】 小麦、大麦、はだか麦の排水対策実施率の増加

補助率

機械導入経費の1/2以内

★本体価格が50万円以上の機械が対象です。

★県予算の範囲内での助成のため、要望が多い場合は補助金額当りの機械活用面積が大きい計画を優先的に採択します。

助成対象機械

排水対策に必要な機械

例 サブソイラー、溝堀機、アップカットロータリーなど

※ 一体的に整備する牽引に必要なトラクターも対象となります。

※ 地域農業協同組合と一体となって小麦高品質産地形成支援事業を実施する場合に必要な機械も対象となります。（例：ミナミノカオリの高タンパク質化のために防除と同時に施肥を実施するために必要な乗用管理機 など）



サブソイラ
(心土破碎・暗渠施工)



溝堀機
(額縁明渠施工)

申請方法



地域農業協同組合又は市町村を通した申請が必要です。

○申請に必要な書類

- ①実施計画書（別記様式第2号）
- ②対象作物のほ場面積がわかる資料
- ③導入機械がわかるカタログ
- ④見積書